

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【四半期会計期間】	平成21年度第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03)3456-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	連結経理部長 落合 啓二 (「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については 総務部上級エキスパート 龍 芳泰)
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03)3456-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	連結経理部長 落合 啓二 (「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については 総務部上級エキスパート 龍 芳泰)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		平成20年度 第3四半期 連結累計期間	平成21年度 第3四半期 連結累計期間	平成20年度 第3四半期 連結会計期間	平成21年度 第3四半期 連結会計期間	平成20年度
会計期間		自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高	百万円	1,658,133	952,127	444,160	379,098	1,973,572
経常損益	百万円	4,713	21,206	16,141	12,983	14,926
四半期(当期)純損益	百万円	4,763	25,701	17,535	10,703	54,883
純資産額	百万円	-	-	255,411	201,584	223,024
総資産額	百万円	-	-	1,368,373	1,211,427	1,138,009
1株当たり純資産額	円	-	-	34.82	44.39	40.47
1株当たり四半期(当期)純損益金額	円	0.86	4.64	3.17	1.93	9.91
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額	円	-	-	-	1.17	-
自己資本比率	%	-	-	17.89	15.83	18.76
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	40,162	43,474	-	-	93,335
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	69,226	13,877	-	-	94,789
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	20,069	40,841	-	-	4,983
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	百万円	-	-	257,965	225,467	154,666
従業員数	人	-	-	33,390	31,365	31,905

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高は、消費税等を含んでいない。

3. 従業員数は就業人員を表示している。

4. 平成20年度第3四半期連結累計期間、平成21年度第3四半期連結累計期間、平成20年度第3四半期連結会計期間及び平成20年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、四半期(当期)純損失が計上されているため記載していない。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	31,365 (4,249)
---------	----------------

(注) 1. 人員数は、就業人員である。(役員を除く。)

2. 臨時従業員(パートタイマー、期間社員、派遣社員等)は()内に当第3四半期連結会計期間の期末人員を外数で表示している。

(2) 提出会社における従業員数

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	12,985 (2,003)
---------	----------------

(注) 1. 人員数は、就業人員である。(役員を除く。)

2. 臨時従業員(パートタイマー、期間社員、派遣社員等)は()内に当第3四半期会計期間の期末人員を外数で表示している。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績は次のとおりである。

	平成21年度第3四半期連結会計期間 数量(台) (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	前年同四半期比(%)
国内	146,700	82.3
海外	60,634	87.0
合計	207,334	83.6

(2) 受注状況

当社は、大口需要等特別の場合を除き、見込生産を行っている。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	平成21年度第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		前年同四半期比(%)	
	数量(台)	金額(百万円)	数量	金額
自動車事業	244,542	376,524	100.0	85.3
金融事業	-	2,572	-	94.5
消去又は全社	-	1	-	-
合計	244,542	379,098	100.0	85.4

(注) 1. セグメント間の取引については消去又は全社に表示している。

2. 前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりである。

相手先	平成20年度第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		平成21年度第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
三菱商事株式会社	48,979	11.0	66,197	17.5

3. 上記数量は、四半期報告書提出時点での速報値である。

4. 上記金額は、消費税等を含んでいない。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業のリスクはない。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

3【経営上の重要な契約等】

- (1) 当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等に係る機関決定及び新規締結はない。
- (2) 当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約に係る重要な変更及び終了はない。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における事業環境を概観すると、世界経済は、各国で行われた経済対策に支えられ、緩やかに回復した。しかしながら、経済活動の水準は金融危機前には程遠く、とりわけ、わが国においては、賃金・雇用情勢は引き続き悪化傾向にあり、経済環境は依然として厳しい状況が続いた。

このような事業環境の中、当社グループの当第3四半期連結会計期間の業績は、販売台数の減少および為替の円高により、売上高は前年同期実績から651億円減少の3,791億円、営業損益は前年同期実績から181億円増加の127億円の利益、経常損益は前年同期実績から291億円増加の130億円の利益、四半期純損益は前年同期実績から282億円増加の107億円の利益となった。

販売台数（小売）は、アジア・その他地域で増加したが、日本、北米、欧州で減少し、全体では244千台（前年同期比±0千台、同±0%）と前年同期並みとなった。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりである。

自動車事業

当第3四半期連結会計期間における自動車事業に係る売上高は、卸売台数の減少および為替の円高で前年同期実績から649億円減少の3,765億円となったが、営業損益は、販売費用の削減などで前年同期実績から173億円増加の121億円の利益となった。

金融事業

当第3四半期連結会計期間における金融事業に係る売上高は前年同期実績から1億円減少の26億円となり、営業損益は前年同期実績から9億円増加の6億円の利益となった。

所在地別セグメントの業績は次のとおりである。

日本

売上高は、販売台数の減少および為替の円高で前年同期実績から545億円減少の3,478億円となったが、営業損益は、販売費用削減などで前年同期実績から78億円増加の10億円の利益となった。（減収、黒字転換）

北米

売上高は、在庫調整の進捗による卸売台数の増加で前年同期実績から54億円増加の491億円となり、営業損益は、売上高の増加及び販売費用の削減などで前年同期実績から54億円増加の6億円の損失となった。（増収、赤字額縮小）

欧州

売上高は、販売台数の減少で前年同期実績から348億円減少の487億円と大幅に減少したが、営業損益は、欧州子会社の体制変更を中心とした販売費用や労務費用などの削減などで前年同期実績から4億円の減少に止め、13億円の利益となった。（減収、減益）

アジア・その他地域

売上高は、販売台数の増加で前年同期実績から289億円増加の1,341億円となり、営業損益は、前年同期実績から56億円増加の86億円の利益となった。（増収、増益）

(2) 財政状態

当第3四半期末の総資産は、前年度末から734億円増加の1兆2,114億円となった。負債は、前年度末から948億円増加の1兆98億円となった。そのうち有利子負債残高は、前年度末から459億円増加の3,993億円となった。

純資産は、前年度末から214億円減少の2,016億円となった。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は2,255億円となり、第2四半期連結会計期間末残高から541億円増加した。キャッシュ・フローの状況は次のとおりである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、四半期純利益および運転資本が増加したことなどにより、前年同期実績から1,094億円収入増加の435億円の収入となった。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得を抑制したことなどにより、前年同期実績から67億円支出減少の88億円の支出となった。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に海外子会社で協調融資による借入があったことなどにより、前年同期実績から268億円収入減少の170億円の収入となった。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はない。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、5,653百万円である。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,958,285,000
A種優先株式	438,000
B種優先株式	374,000
C種優先株式	500,000
D種優先株式	500,000
E種優先株式	500,000
F種優先株式	500,000
G種優先株式	500,000
計	9,961,597,000

(注)「発行可能株式総数」欄には、平成21年12月31日現在の当社定款に記載されている株式の総数を記載している。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月12日) (注)1	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名(注)16	内容
普通株式	5,537,956,840	5,537,956,840	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株 権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式
第1回 A種優先株式 (行使価額修正 条項付新株予約 権付社債券等)	73,000	73,000	-	単元株式数 1株 (注)2~5,6, 13,14,15
第2回 A種優先株式 (行使価額修正 条項付新株予約 権付社債券等)	25,000	25,000	-	単元株式数 1株 (注)2~5,7,13, 14,15
第3回 A種優先株式 (行使価額修正 条項付新株予約 権付社債券等)	1,000	1,000	-	単元株式数 1株 (注)2~5,8,13, 14,15
第1回 G種優先株式 (行使価額修正 条項付新株予約 権付社債券等)	130,000	130,000	-	単元株式数 1株 (注)2~5,9,13, 14,15
第2回 G種優先株式 (行使価額修正 条項付新株予約 権付社債券等)	168,393	168,393	-	単元株式数 1株 (注)2~5,10,13, 14,15
第3回 G種優先株式 (行使価額修正 条項付新株予約 権付社債券等)	10,200	10,200	-	単元株式数 1株 (注)2~5,11,13, 14,15
第4回 G種優先株式 (行使価額修正 条項付新株予約 権付社債券等)	30,000	30,000	-	単元株式数 1株 (注)2~5,12,13, 14,15
計	5,538,394,433	5,538,394,433	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までの優先株式の普通株式への転換による増減は含まれていない。

- 第1~3回A種優先株式、第1~4回G種優先株式は、株価の下落により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が増加する。第1~3回A種優先株式、第1~4回G種優先株式の取得価額等の修正の基準、修正の頻度及び取得価額の下限(下限転換価額)については、注6~12に記載のとおりである。なお、第1~3回A種優先株式については、強制転換条項がある。
- 第1~3回A種優先株式、第1~4回G種優先株式につき、権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めはない。
- 第1~3回A種優先株式、第1~4回G種優先株式につき、当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めはない。
- 第1~3回A種優先株式、第1~4回G種優先株式につき、当社の株券の質借に関する事項についての所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めはない。

6. 第1回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(1)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(2)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回A種優先配当金の支払いは、当該第1回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(3)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当社に対し、第1回A種優先株主が有する第1回A種優先株式を取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付すること(以下、当社がある種類の株式を取得し、それと引換えに当社の他の種類の株式を交付することを「転換」という。)を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第1回A種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第1回A種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第1回A種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回A種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1回A種優先株式についてのみ、当該第1回A種優先株主の請求に基づくその有する第1回A種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回A種優先株式以外の転換請求にかかる第1回A種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第1回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第1回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{matrix} \text{新規発行} & & 1 \text{株当たりの} \\ \text{普通株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \text{(既発行普通株式数} & + & \\ \text{- 自己株式数)} & & \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{1株当たりの時価} \\ \text{(既発行普通株式数 - 自己株式数) + 新規発行普通株式数} \end{matrix}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\begin{matrix} \text{第1回A種優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{第1回A種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{matrix}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第1回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第1回A種優先株式1株の払込金額相当額を第1回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。

7. 第2回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(1)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第2回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対しては、第2回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(2)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき、第2回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回A種優先配当金の支払いは、当該第2回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(3)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は、同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第2回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの各転換請求可能日において、第2回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額(但し、下限を30円とする。)(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式数} \\ \text{- 自己株式数)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新規発行普通株式数} \end{array}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\begin{array}{l} \text{第2回A種優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{第2回A種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第2回A種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「第2回A種優先株式転換基準日」という。)以降の日で取締役会で定める日をもって、第2回A種優先株式1株の払込金額相当額を第2回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で、除して得られる数の普通株式となる。

8. 第3回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(1)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第3回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第3回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対しては、第3回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(2)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき、第3回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回A種優先配当金の支払いは、当該第3回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(3)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第3回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、96円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの各転換請求可能日において、第3回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額(但し、下限30円とする。)(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、当初転換価額が決定された日の翌日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式数} \\ \text{- 自己株式数)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新規発行普通株式数} \\ \text{1株当たりの時価} \end{array}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\begin{array}{l} \text{第3回A種優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{第3回A種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第3回A種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「第3回A種優先株式転換基準日」という。)以降の日で取締役会で定める日をもって、第3回A種優先株式1株の払込金額相当額を第3回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で、除して得られる数の普通株式となる。

9. 第1回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(1)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、第1回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(2)の定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき、第1回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回G種優先配当金の支払いは、当該第1回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(3)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第1回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第1回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1回G種優先株式についてのみ、当該第1回G種優先株主の請求に基づくその有する第1回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回G種優先株式以外の転換請求にかかる第1回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第1回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、113円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第1回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成16年9月1日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回G種優先株主が転換請求のために提出した第1回G種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

10. 第2回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(1)に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第2回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、第2回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(2)の定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき、第2回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回G種優先配当金の支払いは、当該第2回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(3)に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第2回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第2回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第2回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第2回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第2回G種優先株式についてのみ、当該第2回G種優先株主の請求に基づくその有する第2回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第2回G種優先株式以外の転換請求にかかる第2回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第2回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、143円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第2回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月11日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\left(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第2回G種優先株主が転換請求のために提出した第2回G種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

11. 第3回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(1)に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第3回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第3回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、第3回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(2)の定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき、第3回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回G種優先配当金の支払いは、当該第3回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(3)に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第3回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第3回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第3回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第3回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第3回G種優先株式についてのみ、当該第3回G種優先株主の請求に基づくその有する第3回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第3回G種優先株式以外の転換請求にかかる第3回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第3回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、139円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第3回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月23日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\left(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第3回G種優先株主が転換請求のために提出した第3回G種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

12. 第4回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(1)に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第4回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第4回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第4回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第4回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、第4回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(2)の定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき、第4回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第4回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第4回G種優先配当金の支払いは、当該第4回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)13(3)に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第4回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第4回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第4回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第4回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第4回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第4回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第4回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第4回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第4回G種優先株式についてのみ、当該第4回G種優先株主の請求に基づくその有する第4回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第4回G種優先株式以外の転換請求にかかる第4回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成19年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第4回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、258円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日以降の各転換請求可能日において、第4回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均

値が当初転換価額の30%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成18年1月31日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{（既発行普通株式数} \\ \text{- 自己株式数）} \end{array} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\begin{array}{l} \text{（既発行普通株式数 - 自己株式数）} \\ \text{+ 新規発行普通株式数} \end{array}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第4回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\begin{array}{l} \text{第4回G種優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{第4回G種優先株式の発行価格の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

13. 優先順位

(1) 優先配当金の優先順位

A種優先配当金、B種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金、F種優先配当金及びG種優先配当金の支払順位は、B種優先配当金及びF種優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金及びG種優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

(2) 優先中間配当金の優先順位

A種優先中間配当金、B種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金、F種優先中間配当金及びG種優先中間配当金の支払順位は、B種優先中間配当金及びF種優先中間配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金及びG種優先中間配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

(3) 残余財産の分配の優先順位

A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式、C種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第2順位（それらの間では同順位）とする。

14. 当該優先株式の単元株式数は、発行価額等を考慮し1株としている。また、当該優先株式は、優先配当を有しており、法令に定める場合を除き、議決権を有しない。

15. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

16. 大阪証券取引所については、平成21年10月30日に上場廃止の申請を行い、同年12月14日に上場廃止となっている。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	-	5,538,394,433	-	657,355,060	-	433,202,060

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿により記載する。

【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 73,000 第2回A種優先株式 25,000 第3回A種優先株式 1,000 第1回G種優先株式 130,000 第2回G種優先株式 168,393 第3回G種優先株式 10,200 第4回G種優先株式 30,000	-	(注)1.
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 83,000	-	単元株式数 1,000株 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,537,426,000 (注)2.	5,537,426	同上
単元未満株式	普通株式 447,840 (注)3.	-	同上
発行済株式総数	5,538,394,433	-	-
総株主の議決権	-	5,537,426	-

(注)1.(1)株式の総数等 発行済株式(注)2.~(注)15.を参照。

2.「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式72,000株(議決権の数72個)が含まれている。

3.「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式858株が含まれている。

【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番8号	83,000	-	83,000	0.00
計	-	83,000	-	83,000	0.00

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	平成21年5月	平成21年6月	平成21年7月	平成21年8月	平成21年9月	平成21年10月	平成21年11月	平成21年12月
最高(円)	156	155	191	184	176	170	151	135	146
最低(円)	125	141	152	150	164	146	134	110	115

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次の通りである。

(1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月
(代表取締役) 取締役副社長	ステップアップ2010 推進室長 ロシア組立事業推進担 当	(代表取締役) 取締役副社長	ステップアップ2010 推進室長 ロシア組立事業推進・ M i E V 事業統括担当	前田 真人	平成21年 8 月20日

(注) 執行役員の異動は次の通りである。

(1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務執行役員	C S R 推進本部長	常務執行役員	C S R 推進本部長兼業 務監査部長	中村 義和	平成21年 7 月 1 日
執行役員	環境担当役員 社長補佐(渉外・環境 ・ M i E V ・ 安全保障 担当) 兼 C S R 推進本 部副本部長	執行役員	社長補佐(渉外・環境 ・ M i E V ・ 安全保障 担当) 兼 C S R 推進本 部副本部長	大道 正夫	平成21年 7 月 1 日
常務執行役員	E V ビジネス本部長	常務執行役員	C S R 推進本部長	中村 義和	平成21年 8 月20日
執行役員	環境担当役員 C S R 推進本部長兼社 長補佐(渉外・環境・ M i E V ・ 安全保障担 当)	執行役員	環境担当役員 社長補佐(渉外・環境 ・ M i E V ・ 安全保障 担当) 兼 C S R 推進本 部副本部長	大道 正夫	平成21年 8 月20日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、平成20年度第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び平成20年度第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、平成21年度第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び平成21年度第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成20年度第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び平成20年度第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに平成21年度第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び平成21年度第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	平成21年度 第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	平成20年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 226,269	2 167,841
受取手形及び売掛金	2, 4 87,316	2, 4 89,607
商品及び製品	2 130,812	2 110,658
仕掛品	23,632	2 19,174
原材料及び貯蔵品	50,501	2 59,287
その他	2 121,413	2 101,902
貸倒引当金	5,650	7,528
流動資産合計	634,295	540,943
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	90,201	98,855
機械装置及び運搬具(純額)	141,918	163,687
工具、器具及び備品(純額)	68,362	71,775
土地	96,361	96,494
建設仮勘定	13,115	9,125
有形固定資産合計	1, 2 409,959	1, 2 439,936
無形固定資産	5 13,477	2, 5 16,436
投資その他の資産		
投資有価証券	2 64,013	2 54,650
その他	2 101,616	2 98,365
貸倒引当金	11,935	12,322
投資その他の資産合計	153,694	140,693
固定資産合計	577,131	597,066
資産合計	1,211,427	1,138,009

(単位：百万円)

	平成21年度 第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	平成20年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	253,775	155,600
短期借入金	195,785	223,026
1年内償還予定の社債	-	25,600
未払金及び未払費用	92,281	114,578
未払法人税等	2,130	4,994
製品保証引当金	24,358	35,561
その他	59,936	60,732
流動負債合計	628,266	620,093
固定負債		
社債	200	200
長期借入金	203,279	104,579
退職給付引当金	106,954	106,311
役員退職慰労引当金	927	929
その他	70,214	82,870
固定負債合計	381,576	294,891
負債合計	1,009,843	914,985
純資産の部		
株主資本		
資本金	657,355	657,350
資本剰余金	432,666	432,661
利益剰余金	796,448	770,750
自己株式	15	14
株主資本合計	293,558	319,246
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,373	1,183
繰延ヘッジ損益	1,147	789
為替換算調整勘定	109,316	107,769
評価・換算差額等合計	101,795	105,795
少数株主持分	9,821	9,573
純資産合計	201,584	223,024
負債純資産合計	1,211,427	1,138,009

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	平成20年度 第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	平成21年度 第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	1,658,133	952,127
売上原価	1,389,415	810,679
売上総利益	268,717	141,448
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費及び販売促進費	65,368	38,433
運賃	39,373	14,730
役員報酬及び給料手当	53,281	42,949
退職給付引当金繰入額	3,491	3,484
減価償却費	10,688	8,937
研究開発費	27,787	17,229
その他	48,793	35,514
販売費及び一般管理費合計	248,785	161,280
営業利益又は営業損失()	19,932	19,832
営業外収益		
受取利息	5,217	1,120
持分法による投資利益	-	3,467
為替差益	-	6,311
その他	2,334	1,595
営業外収益合計	7,552	12,495
営業外費用		
支払利息	11,315	9,840
為替差損	6,275	-
その他	5,180	4,028
営業外費用合計	22,771	13,869
経常利益又は経常損失()	4,713	21,206
特別利益		
固定資産売却益	1,003	1,786
貸倒引当金戻入額	1,131	575
豪州子会社工場閉鎖費用戻入益	1,838	-
関係会社清算損失戻入益	-	1,169
その他	341	389
特別利益合計	4,315	3,921
特別損失		
固定資産除却損	2,371	913
早期退職金	3,849	1,148
その他	985	800
特別損失合計	7,206	2,863
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	1,822	20,148
法人税、住民税及び事業税	4,629	2,217
法人税等調整額	235	1,019
法人税等合計	4,865	3,236
少数株主利益	1,719	2,316
四半期純損失()	4,763	25,701

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	平成20年度 第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	平成21年度 第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	444,160	379,098
売上原価	383,352	308,589
売上総利益	60,807	70,509
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費及び販売促進費	11,140	14,943
運賃	10,765	7,622
役員報酬及び給料手当	17,025	14,039
退職給付引当金繰入額	986	1,114
減価償却費	3,523	2,962
研究開発費	8,182	5,653
その他	14,613	11,502
販売費及び一般管理費合計	66,236	57,839
営業利益又は営業損失()	5,429	12,670
営業外収益		
受取利息	1,044	354
持分法による投資利益	-	1,834
為替差益	-	2,155
その他	179	274
営業外収益合計	1,224	4,618
営業外費用		
支払利息	3,403	3,404
為替差損	6,930	-
その他	1,601	901
営業外費用合計	11,936	4,305
経常利益又は経常損失()	16,141	12,983
特別利益		
固定資産売却益	419	1,163
貸倒引当金戻入額	964	171
関係会社清算損失戻入益	-	49
その他	378	26
特別利益合計	1,763	1,411
特別損失		
固定資産除却損	1,257	218
早期退職金	2,697	4
その他	279	74
特別損失合計	4,234	297
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	18,612	14,097
法人税、住民税及び事業税	492	473
法人税等調整額	1,843	2,030
法人税等合計	1,350	2,503
少数株主利益	273	890
四半期純利益又は四半期純損失()	17,535	10,703

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	平成20年度 第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	平成21年度 第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,822	20,148
減価償却費	63,217	53,399
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,063	1,880
退職給付引当金の増減額(は減少)	3,066	1,144
受取利息及び受取配当金	5,872	1,566
支払利息	11,315	9,840
為替差損益(は益)	3	89
持分法による投資損益(は益)	1,057	3,467
固定資産除売却損益(は益)	1,427	862
売上債権の増減額(は増加)	51,562	3,275
たな卸資産の増減額(は増加)	25,511	10,671
仕入債務の増減額(は減少)	71,693	97,612
早期退職金	3,849	1,148
その他	43,747	66,464
小計	13,680	58,982
利息及び配当金の受取額	7,990	2,155
利息の支払額	10,967	9,746
株式譲渡契約に基づく損失補償の支払額	10,896	-
早期退職金の支払額	6,255	3,312
法人税等の支払額	6,352	4,604
営業活動によるキャッシュ・フロー	40,162	43,474
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	-	12,335
有形固定資産の取得による支出	69,580	32,850
有形固定資産の売却による収入	19,841	9,072
投資有価証券の取得による支出	566	-
長期貸付けによる支出	626	13
長期貸付金の回収による収入	365	403
その他	18,660	2,824
投資活動によるキャッシュ・フロー	69,226	13,877
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	39,162	46,899
長期借入れによる収入	115,607	156,343
長期借入金の返済による支出	32,413	35,750
社債の償還による支出	17,350	25,600
少数株主への配当金の支払額	578	1,681
その他	6,032	5,570
財務活動によるキャッシュ・フロー	20,069	40,841
現金及び現金同等物に係る換算差額	14,284	263
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	103,604	70,702
現金及び現金同等物の期首残高	360,902	154,666
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	666	25
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	73
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 257,965	1 225,467

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

平成21年度第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p> <p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、エムエムシーエー・オート・オーナー・トラスト・2009-Aは新規設立のため、エムエムシー・カルーガ・インベストメンツ・ピー・ブイは相対的重要性の観点から、連結の範囲に含めている。また、エムエムシーエー・オート・オーナー・トラスト・2009-1他2社は新規設立のため、第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めている。また、エムエムシーエー・オート・オーナー・トラスト・2008-A他2社は当第3四半期連結会計期間において清算したため連結の範囲から除外している。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 54社</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項の変更</p> <p>(1) 持分法適用関連会社</p> <p>持分法適用関連会社の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、株式会社リチウムエナジージャパン他2社は相対的重要性の観点から、持分法適用の範囲に含めている。また、グローバル・エンジン・マニファクチャリング・アライアンス・リミテッド・ライアビリティ・カンパニーは合弁契約解消により、第2四半期連結会計期間より持分法適用の範囲から除外している。</p> <p>変更後の持分法適用関連会社の数 22社</p>

【表示方法の変更】

平成21年度第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「持分法による投資利益」は金額的重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとした。</p> <p>なお、前第3四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「持分法による投資利益」は1,057百万円である。</p> <p>(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前第3四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示していた「定期預金の増減額(は増加)」は金額的重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとした。</p> <p>なお、前第3四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「定期預金の増減額(は増加)」は14,334百万円である。</p>

平成21年度第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
<p>(四半期連結貸借対照表関係)</p> <p>前第3四半期連結会計期間において、「有形固定資産」に含めて表示していた「建物及び構築物(純額)」「機械装置及び運搬具(純額)」「工具、器具及び備品(純額)」「土地」「建設仮勘定」については、金額的重要性が増加したため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとした。</p> <p>なお、前第3四半期連結会計期間の「有形固定資産」に含まれる「建物及び構築物(純額)」「機械装置及び運搬具(純額)」「工具、器具及び備品(純額)」「土地」「建設仮勘定」はそれぞれ98,019百万円、173,889百万円、95,434百万円、96,382百万円、7,910百万円である。</p>

【簡便な会計処理】

平成21年度第3四半期連結累計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年12月31日)

1. 棚卸資産の評価方法

当第3四半期連結会計期間末における棚卸高は、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出している。

2. 固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している固定資産の減価償却費は、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して計算している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

平成21年度第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)			平成20年度末 (平成21年3月31日)		
1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,102,418百万円 2. 担保資産 担保に供されている資産で、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べ著しい変動が認められるものは、以下のとおりである。 担保に供されている資産(工場財団は除く) 受取手形及び売掛金 23 百万円 商品及び製品 4,847 百万円 有形固定資産 68,447 百万円 その他 63,332 百万円 <hr/> 計 136,651 百万円			1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,100,730百万円 2. 担保資産 担保に供されている資産(工場財団は除く) 受取手形及び売掛金 5,142 百万円 商品及び製品 27,422 百万円 仕掛品 1,938 百万円 原材料及び貯蔵品 1,409 百万円 有形固定資産 102,629 百万円 その他 99,550 百万円 <hr/> 計 238,091 百万円		
3. 保証債務等 (1) 保証債務			3. 保証債務等 (1) 保証債務		
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容
従業員	2,047	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金	従業員	2,652	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金
その他	1,190	銀行借入金他	その他	1,355	銀行借入金他
計	3,237		計	4,007	
(2) 保証債務に準ずる債務			(2) 保証債務に準ずる債務		
対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容	対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容
イーグル・ウィングス・インダストリーズ・インク	1,372	銀行借入金	イーグル・ウィングス・インダストリーズ・インク	1,424	銀行借入金
計	1,372		計	1,424	
4. 債権流動化による譲渡残高が受取手形及び売掛金から8,900百万円除かれている。 5. 当第3四半期連結会計期間末の無形固定資産には、のれん83百万円が含まれている。			4. 債権流動化による譲渡残高が受取手形及び売掛金から7,600百万円除かれている。 5. 当連結会計年度末の無形固定資産には、のれん98百万円が含まれている。		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成20年度第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	平成21年度第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日)	1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日)
現金及び預金 267,965百万円	現金及び預金 226,269百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期 預金 12,572百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期 預金 801百万円
有価証券(取得日から3ヶ月以 内に償還期限の到来する短期投 資) 2,571百万円	現金及び現金同等物 225,467百万円
現金及び現金同等物 257,965百万円	

(株主資本等関係)

平成21年度第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び平成21年度第3四半期連結累計期間
(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
 - 普通株式 5,537,956千株
 - 優先株式 437千株
2. 自己株式の種類及び株式数
 - 普通株式 85千株

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

平成20年度第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	441,437	2,722	444,160	-	444,160
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	(15)	-	(15)	15	-
計	441,421	2,722	444,144	15	444,160
営業利益(又は営業損失)	(5,164)	(280)	(5,444)	15	(5,429)

平成21年度第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	376,525	2,572	379,098	-	379,098
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	(1)	-	(1)	1	-
計	376,524	2,572	379,096	1	379,098
営業利益	12,107	560	12,668	1	12,670

平成20年度第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	1,649,196	8,937	1,658,133	-	1,658,133
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	(91)	-	(91)	91	-
計	1,649,105	8,937	1,658,042	91	1,658,133
営業利益	18,749	1,092	19,841	91	19,932

平成21年度第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	943,975	8,152	952,127	-	952,127
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	(53)	-	(53)	53	-
計	943,922	8,152	952,074	53	952,127
営業利益(又は営業損失)	(21,491)	1,605	(19,885)	53	(19,832)

(注) 1. 事業区分の方法は、産業区分及び市場の類似性に基づいている。

2. 各事業区分の主要製品等
 (1) 自動車.....乗用車等
 (2) 金融.....販売金融等

3. 会計処理の方法の変更

平成20年度第3四半期連結累計期間

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用している。これにより、従来の方によった場合と比較して、「自動車事業」について、当第3四半期連結累計期間の営業利益が1,269百万円減少している。

(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(3)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用している。これにより、従来の方によった場合と比較して、「自動車事業」について、当第3四半期連結累計期間の営業利益が1,468百万円増加している。

【所在地別セグメント情報】

平成20年度第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	284,040	36,036	67,879	26,688	29,514	444,160	-	444,160
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	118,255	7,688	15,645	48,999	17	190,606	(190,606)	-
計	402,296	43,724	83,525	75,688	29,532	634,766	(190,606)	444,160
営業利益（又は営業損失）	(6,825)	(5,970)	1,671	5,905	(2,938)	(8,157)	2,728	(5,429)

平成21年度第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	225,351	46,787	24,880	30,631	51,448	379,098	-	379,098
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	122,415	2,357	23,790	51,886	89	200,540	(200,540)	-
計	347,767	49,144	48,670	82,518	51,538	579,639	(200,540)	379,098
営業利益（又は営業損失）	969	(566)	1,335	6,442	2,206	10,386	2,283	12,670

平成20年度第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	996,066	175,900	264,836	79,519	141,810	1,658,133	-	1,658,133
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	375,225	19,261	43,388	173,521	182	611,579	(611,579)	-
計	1,371,292	195,162	308,224	253,041	141,992	2,269,713	(611,579)	1,658,133
営業利益(又は営業損失)	18,757	(14,557)	(2,037)	14,350	(1,637)	14,875	5,056	19,932

平成21年度第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	535,727	117,489	97,786	73,394	127,729	952,127	-	952,127
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	260,843	4,819	42,885	101,276	211	410,036	(410,036)	-
計	796,571	122,308	140,672	174,671	127,941	1,362,164	(410,036)	952,127
営業利益(又は営業損失)	(39,441)	(3,647)	1,060	11,134	4,615	(26,279)	6,446	(19,832)

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的接近度及び事業活動の相互関連性によっている。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国

(2) 欧州.....オランダ

(3) アジア.....タイ、フィリピン

(4) その他.....オーストラリア、ニュージーランド、U. A. E.、プエルトリコ

3. 会計処理の方法の変更

平成20年度第3四半期連結累計期間

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用している。これにより、従来の方によった場合と比較して、「日本」について、当第3四半期連結累計期間の営業利益が1,269百万円減少している。

(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(3)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用している。これにより、従来の方によった場合と比較して、「アジア」について、当第3四半期連結累計期間の営業利益が1,468百万円増加している。

【海外売上高】

平成20年度第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	44,085	126,872	58,293	116,171	345,422
連結売上高（百万円）					444,160
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	9.9	28.6	13.1	26.2	77.8

平成21年度第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計
海外売上高（百万円）	52,415	61,814	77,955	43,585	59,433	295,203
連結売上高（百万円）						379,098
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	13.8	16.3	20.6	11.5	15.7	77.9

平成20年度第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	196,471	566,553	178,925	417,427	1,359,378
連結売上高（百万円）					1,658,133
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	11.8	34.2	10.8	25.2	82.0

平成21年度第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計
海外売上高（百万円）	129,289	160,595	176,640	106,127	129,780	702,433
連結売上高（百万円）						952,127
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	13.6	16.9	18.6	11.1	13.6	73.8

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度及び事業活動の相互関連性によっている。

2．本邦以外の区分に属する主な国又は地域

（1）北米.....米国

（2）欧州.....オランダ、イタリア、ドイツ、ロシア、ウクライナ

（3）アジア.....タイ、マレーシア、台湾

（4）オセアニア.....オーストラリア、ニュージーランド

（5）その他.....U. A. E.、プエルトリコ

3．海外売上高は、四半期連結財務諸表提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

4．地域区分の変更

従来、「その他」の地域に含めていた「オセアニア」の海外売上高は、連結売上高に占める割合が10%を超えたため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記している。

なお、前第3四半期連結累計期間における「オセアニア」の海外売上高は113,642百万円、連結売上高に占める海外売上高の割合は6.9%、「オセアニア」を除いた「その他」の地域の海外売上高は303,784百万円、連結売上高に占める海外売上高の割合は18.3%である。

(有価証券関係)

平成21年度第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

種類	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	10,162	21,777	11,615
合計	10,162	21,777	11,615

(注) 時価が著しく下落し回復の見込みがないと判断されるものは減損処理を実施し、減損処理後の帳簿価額を取得原価として記載している。
当第3四半期連結会計期間末における時価のあるその他有価証券についての減損処理額は26百万円である。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

平成21年度第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	平成20年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 44.39円	1株当たり純資産額 40.47円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

平成20年度第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	平成21年度第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 0.86円 (注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していない。	1株当たり四半期純損失金額 4.64円 (注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していない。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	平成20年度第3四半期 連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	平成21年度第3四半期 連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
四半期純損失(百万円)	4,763	25,701
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	4,763	25,701
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,537,816	5,537,854
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

平成20年度第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	平成21年度第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 3.17円	1株当たり四半期純利益金額 1.93円 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 1.17 ^円
(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していない。	

(注) 1株当たり四半期純利益(純損失)金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	平成20年度第3四半期 連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	平成21年度第3四半期 連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益(純損失)金額		
四半期純利益(純損失)(百万円)	17,535	10,703
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(純損失)(百万円)	17,535	10,703
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,537,816	5,537,872
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	3,596,372
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

平成21年度第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
--

該当事項はない。

2【その他】

該当事項はない。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

三菱自動車工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 雅之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武内 清信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

三菱自動車工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 雅之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武内 清信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。